

保護課

次の業務を行っています。

ア 生活保護の決定及び実施に関する業務

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行います。

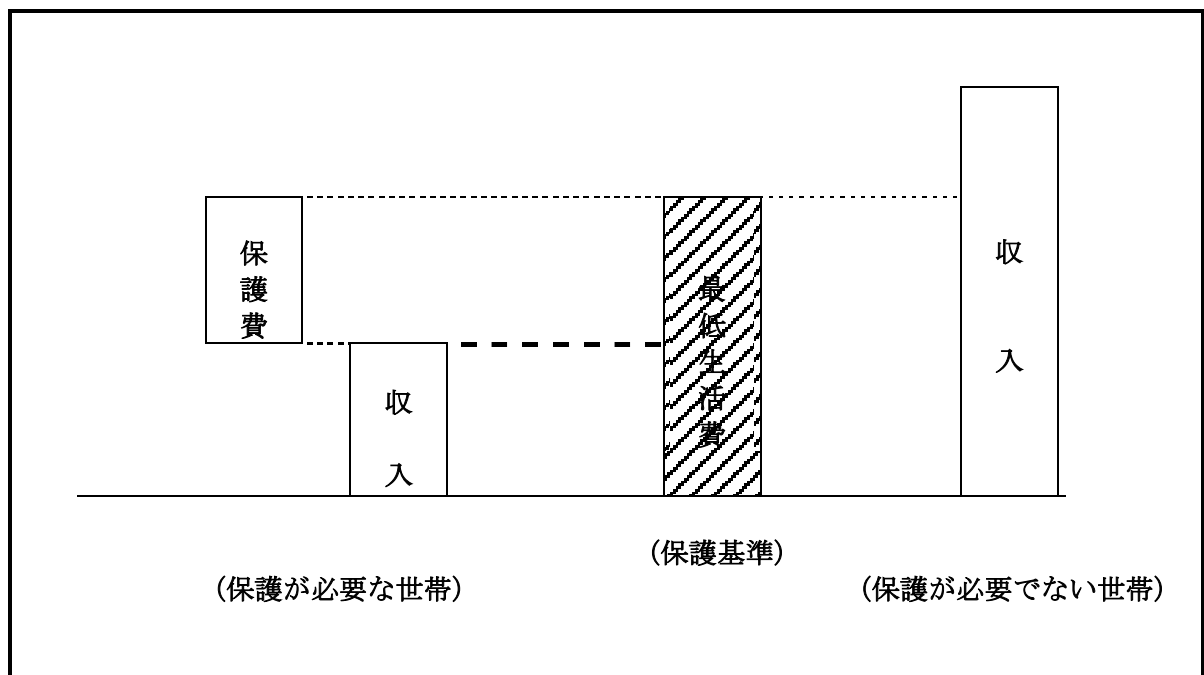
イ 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行います。

※保護の決定



※生活保護は、世帯を単位としていますので、一緒に生活している世帯員全員の収入と、国が定めた最低生活費とを比べた上で決定します。



- (1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費の合計額を指します。
- (2) 収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。
 - ①就労収入（給料、内職収入、農業収入など）
 - ②年金、恩給、手当の収入
 - ③仕送りや資産の売買で得た収入このうち就労収入については、必要経費など一定の控除が認められています。

【生活保護制度について】

日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

保護の決定に際しては、世帯の困窮状況、資産・能力、他法活用や扶養義務者の援助等の調査のうえで決定されます。

○ 保護の種類について

生活保護には次の8種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

- 1 生活扶助
衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用
- 2 教育扶助
学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用
- 3 住宅扶助
家賃、地代及び住宅の補修などの費用
- 4 医療扶助
傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用
- 5 介護扶助
要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用
- 6 出産扶助
分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用
- 7 生業扶助
就労のために必要な費用及び技能や技術を身につけるための費用
- 8 葬祭扶助
検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用

○ 保護課の構成について

- ・保護1課1係 鞍手郡小竹町・鞍手町の一部を担当
- ・保護1課2係 鞍手郡鞍手町を担当
- ・保護2課 嘉穂郡桂川町を担当

【町別保護状況】

(各年度末現在)

年度	小竹町			鞍手町			桂川町			合計		
	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率	世帯数	人員	保護率
H24	376	550	65.1	541	802	47.5	400	584	42.6	1,317	1,936	49.6
H25	359	509	61.3	546	799	48.1	395	578	42.2	1,300	1,886	48.9
H26	350	490	60.4	532	773	46.9	391	562	41.2	1,273	1,825	47.7